公益財団法人笹川スポーツ財団　評議員会運営規程

平成25年6月11日
規　程　第35号

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）の定款第15条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成及び出席）

第２条　評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2　代表理事及び業務執行理事並びに監事は、評議員会に出席しなければならない。

3　代表理事及び業務執行理事は、評議員会に出席し、必要な場合には意見を述べるものとする。

第２章　評議員会の種類及び招集

（評議員会の種類）

第３条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2　定時評議員会は、年１回毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催するものとし、理事長がこれを召集する。

3　臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを召集する。

4　前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5　前項の召集の請求をした評議員は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（1）請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

（2）請求があった日から６週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

（招集の手続）

第４条　評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定めるものとする。

（1）評議員会の日時及び場所
（2）評議員会の目的である事項があるときは、その事項
（3）次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
1） 役員等の選任
2） 役員等の報酬等
3） 事業の全部の譲渡
4） 定款の変更
5） 合併

2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（招集の通知）

第5条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の通知には、第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

第3章 評議員会の議事

（議長）

第6条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出するものとする。

（評議員提案権）

第7条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

（評議員会の運営）

第8条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

（評議員会の決議事項）

第９条　評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに定款に定める次の事項を決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

（2）理事及び監事の報酬等の額

（3）評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分又は除外の承認

（8）その他評議員会で決議されるものとして法令又は定款に定められた事項

2　前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

（議決）

第10条　評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

2　前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）評議員に対する報酬等の支給の基準

（3）定款の変更

（4）基本財産の処分又は除外の承認

（5）その他法令で定められた事項

（評議員会への報告事項）

第11条　理事は、一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

（理事等の説明義務）

第12条　理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

（議事録）

第13条　評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

第４章　雑　則

（改廃）
第 14 条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附　則（平成 25 年 6 月 11 日　規程第 35 号）
この規程は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。